

- 入札説明書及び仕様書のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (5) 入札方法
- ア 入札金額は、熊本県電子自治体共同利用センター等構築業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の（1）に掲げる要件のすべてを、共同参加の場合は次の（2）に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 単独参加の場合の資格要件
- ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種01情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等並びに02情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等）に登録された者であること。
- イ 本調達への共同参加を行っていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- カ 4の（5）のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- (2) 共同参加の場合の資格要件
- ア 全体
（ア）共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- イ 各共同参加者
（ア）（1）のア、ウ、エ、オ、カの要件を満たしていること。
（イ）本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
（ウ）受託する場合は、共同参加者全員が契約の当事者となること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁推進班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 3088
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成16年7月9日（金）から平成16年8月4日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成16年7月16日（金）午前10時30分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階 802会議室
- ウ その他
出席者は1者につき3名までとする。
- (4) 総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限
- ア 提出場所
3に記載のとおり。
- イ 提出期限
平成16年8月19日（木）午後1時30分（ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年8月18日（水）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便

- に限る。) すること。)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成16年8月19日(木)午後1時30分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階 801会議室
- ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (6) 入札書の提出方法
4の(5)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年8月18日(水)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(5)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者については、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
- イ 総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に基づき技術点を与える(満点3,150点)。なお、必須項目を1項目でも満たしていない場合は、加点項目の評価は行わない。
- ウ 入札価格については、「 $1,350 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
- エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
- オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点も最も高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否

要

- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Establishment of Kumamoto Prefectural e - Government Center
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 31,2009
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date:1:30 p.m.,August 19,2004
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than August 18,2004,5:00p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language:Japanese
Currency:Japanese currency only
- (6) Contact information:
Information and Planning Division
Department of Regional Planning
Kumamoto Prefectural Government
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto - shi
Kumamoto - ken,Japan,862 - 8002
Phone:096 - 383 - 1111(Ext.3088)

別記 落札者決定基準

別記 落札者決定基準

大項目	中項目	小項目	評価内容	配点	評価区分	
1. 本件委託業務に対する提案者の理解	1. 背景と目的	1. 熊本県電子自治体共同利用センター等構築業務についての考え方について	熊本県電子自治体システム全体に対する本業務の位置付けが、明確に記述されていること。 また、熊本県電子自治体共同利用センター構築業務に関する基本的な考え方が明確に示され、かつそれが「委託仕様書」に示した考え方を反映した妥当なものであること。	/	必須	
		2. 基本方針について	1. 熊本県電子自治体共同利用センター等の設計、開発、運用における基本的な考え方について	熊本県電子自治体共同利用センター設計、開発、運用に関する基本方針が明確に示されていること。特に仕様書にある「II. 共通要件」にある内容を実現するに当たっての基本方針が明確に記述されていること。 本業務を進めるに当たってのセキュリティ(開発、運用時)確保に関する基本方針が明確に示されていること。また、当県で保有する個人情報保護条例等に準拠した内容であること。	/	必須
		2. データセンター構築について	1. ファシリティについて	1. 通信設備	ネットワークシステムを構築するために必要な設備を具体的に示されていること。	0~50
4	1. ファシリティについて	2. 入退室設備	インターネットデータセンターの入退室について具体的に示されていること。	0~100	最重要	
5		3. 監視	監視について具体的に示されていること。	0~20	普通	
6		4. 建築構造	建物構造について具体的に示されていること。	/	必須	
7		5. 機器の据付	サーバ機器の据え付けについて具体的に示されていること。	0~50	重要	
8		6. 警備体制	警備体制について具体的に示されていること。	0~50	重要	
9		7. 搬入設備	搬入設備について具体的に示されていること。	0~50	重要	
10		8. 拡張性	ラック増加に対応する拡張性の考え方が具体的に示されていること。	0~50	重要	
11		9. 災害対策	災害対策について具体的に示されていること。	0~50	重要	
12		10. 緊急作業対応	緊急作業対応について具体的に示されていること。	/	必須	
13		2. システム全体構成について	1. システム全体構成	IDCセンター内の機器構成等が明確に示されており、「委託仕様書」に示された性能要件等を満たしていること。	0~100	最重要
14	3. ネットワーク構築について		1. ネットワーク全体構成	ネットワークの構成について具体的に示されていること。	0~20	普通
15			2. インターネット回線	インターネット回線について具体的に示されていること。	0~50	重要
16			3. LGWAN-ASPアクセス回線	LGWAN-ASPアクセス回線について具体的に示されていること。	/	必須
17		4. LGWAN-ASPの条件	LGWAN-ASPを利用するにあたり必要条件が具体的に示されていること。	/	必須	
18	1. 電子申請受付システムについて	1. 電子申請受付システムの構築について	平成15年度「総務省共同アウトソーシングシステム開発実証事業(本県)」で開発したオープンソースを活用した電子申請受付システムの構築の進め方、及び、オープンソースの汎用性に關し具体的に示されていること。また、開発時におけるセキュリティ確保(情報の強い等)について、具体的に示されていること。	0~100	最重要	
19		2. 共通基盤システムについて	1. 共通基盤システムの開発について	本県が導入を検討しているLASDEC(財団法人地方自治情報センター)所有の統合連携システムのオープンソースを活用した共通基盤システムの開発における具体化方法について記述されていること。	0~100	最重要
20			2. 内部システム・ネットワークとの連携について	各自治体の内部システム・ネットワークとの連携について具体的に示されていること。	0~50	重要
21			3. 各種業務システムとの連携について	各自治体の基幹業務システム等や関連業務システム(府省等の個別事業システム)との連携の方法について具体的に示されていること。	0~100	最重要
22			4. 各種基盤との連携について	電子認証、電子決済、LGWAN等との連携について具体的に示されていること。	/	必須
23		3. ポータル機能について	1. 職員ポータル・住民ポータル機能	職員ポータル機能・住民ポータル機能の実現方式について、県の想定する実現機能を正しく理解し、かつその実現方法が具体的に示されていること。	0~50	重要
24			1. 運用・保守業務について	1. システム監視	システム監視について具体的に示されていること。	0~50
25	2. 障害対応	障害対応について具体的に示されていること。		0~100	最重要	
26	3. 障害管理	障害管理について具体的に示されていること。		0~50	重要	
27	4. 報告管理	報告管理について具体的に示されていること。		0~20	普通	
28	5. 要員計画	要員計画について具体的に示されていること。		0~20	普通	
29	6. 職員研修計画	職員研修計画について具体的に示されていること。		0~20	普通	
30	7. データメンテナンス	データのメンテナンスについて具体的に示されていること。		0~50	重要	
31	8. セキュリティ管理	項番3の基本方針に従い、運用・保守業務におけるセキュリティ管理について、具体的に示されていること。		0~100	最重要	
32	9. データ保管	データ保管について具体的に示されていること。		/	必須	
33	4. 運用・保守業務	1. 運用・保守業務について	1. システム監視	システム監視について具体的に示されていること。	0~50	重要
26			2. 障害対応	障害対応について具体的に示されていること。	0~100	最重要
27			3. 障害管理	障害管理について具体的に示されていること。	0~50	重要
28			4. 報告管理	報告管理について具体的に示されていること。	0~20	普通
29			5. 要員計画	要員計画について具体的に示されていること。	0~20	普通
30			6. 職員研修計画	職員研修計画について具体的に示されていること。	0~20	普通
31			7. データメンテナンス	データのメンテナンスについて具体的に示されていること。	0~50	重要
32			8. セキュリティ管理	項番3の基本方針に従い、運用・保守業務におけるセキュリティ管理について、具体的に示されていること。	0~100	最重要
33			9. データ保管	データ保管について具体的に示されていること。	/	必須

	大項目	中項目	小項目	評価内容	配点	評価区分
34	5. 利用者支援について	1. コールセンターについて	1. コールセンターの実施体制	コールセンターの実施体制が具体的に示されていること。	0~50	重要
35			2. 実現する上での方針、方策、実現案について	コールセンターを実現する上での方針、方策、実現案を具体的に示されていること。	0~100	最重要
36			3. セキュリティについて	情報セキュリティという観点から、個人情報保護等について十分な配慮と、その実現に当たっての具体的な方法が示されていること	0~100	最重要
37			4. 品質管理について	コールセンター業務の品質管理について具体的に示されていること。	0~50	重要
38		2. ヘルプデスクについて	1. ヘルプデスクの実施体制	ヘルプデスクの実施体制が具体的に示されていること。	0~50	重要
39			2. 実現する上での方針、方策、実現案について	ヘルプデスクを実現する上での方針、方策、実現案を具体的に示されていること。	0~100	最重要
40			3. セキュリティについて	情報セキュリティという観点から、個人情報保護等について十分な配慮と、その実現に当たっての具体的な方法が示されていること	0~100	最重要
41			4. 品質管理について	ヘルプデスク業務の品質管理について具体的に示されていること。	0~50	重要
42	6. 総合アウトソーサー	1. 総合アウトソーサーについて	1. プロジェクト管理業務等について	総合アウトソーサーの担当する業務について、「委託仕様書」に示す内容を正しく理解しており、また具体的な業務遂行上の提案がなされていること	0~100	最重要
43	7. 業務の進め方について	1. iDC、コールセンター構築の方法について	1. iDC、コールセンター構築の方法について	熊本県電子自治体共同利用センターにおける構築方法が具体的に示されていること	0~100	最重要
44			2. 電子申請受付システム構築業務における設計・開発手法及び手順と試験の方法について	1. システム設計・ソフトウェア設計	システム設計・ソフトウェア設計の手法及び手順が具体的に示されていること。	0~50
45			2. 開発	システム開発の手法及び手順が具体的に示されていること。	0~50	重要
46			3. 試験	システムの試験手法及び手順が具体的に示されていること。		必須
47		3. 電子申請業務の標準化・様式等の電子化について	1. 電子申請業務の標準化・様式等の電子化	電子申請業務の標準化・様式等の電子化の業務分析・開発手法および手順について具体的に示されていること。	0~100	最重要
48	8. 構築スケジュール及び構築体制について	1. 構築スケジュールについて	1. 構築スケジュールについて	本業務を遂行するために提案者が想定する作業スケジュールが具体的に示されていること。	0~50	重要
49		2. 構築体制について	1. 要員の知識・能力について	本業務を遂行する要員の知識・能力について具体的に示されていること。	0~50	重要
50			2. 要員の配置計画	本業務を遂行するために、提案者が想定する作業体制が具体的に示されていること。	0~50	重要
51	9. サービスレベルについて	1. サービスレベルについて	1. SLAの基本的な考え方について	SLAの基本的な考え方、方針が明確に記述されていること。	0~100	最重要
52			2. SLA評価項目について	SLA評価項目の内容と実現案について具体的に示されていること。	0~100	最重要
53			3. SLAの管理・運用について	SLAの管理・運用を実施するにあたっての体制及び方策等について具体的に示されていること。	0~100	最重要
54	10. その他	1. 受託者に関するもの	1. プロジェクト管理	本件を遂行する上での品質確保等の社内外の取り組み方針や実施内容が具体的に示されていること。	0~50	重要
55			2. 類似業務の実績	類似システムの構築実績(システム名・処理方式)が具体的に示されていること。	0~50	重要
56			3. 取得資格	提案事業者として必要な資格を取得していること。		必須
57			4. 提案者の実施体制	提案事業者の体制図が具体的に示されていること。	0~50	重要
58		2. その他提案事項	1. 成果物の構成案	本業務の成果物の目次案及び想定記述内容等が具体的に示されていること。	0~50	重要
59			2. 24時間システム保守運用について	24時間システム保守運用に係る月額経費(工数・費用)、作業内容、体制が具体的に示されていること。	0~100	最重要